

学生各位

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生に対する
追加の経済的な支援について

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化等に伴い、学生のみなさんが修学を断念することが無いよう、各種施策がありますので、参考・活用してください。

既存の高等教育修学支援新制度、日本学生支援機構貸与奨学金、大学の授業料免除制度、各種民間奨学金、生活福祉資金貸付、日本政策金融公庫の国の教育ローン、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金等に加え、以下の支援が追加されましたので、お知らせします。

1. 主にアルバイト収入の減少等に対して活用可能な追加支援

(1) 「緊急特別無利子貸与型奨学金」の令和3年度における募集について

「緊急特別無利子貸与型奨学金」は、日本学生支援機構において、アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生への緊急特別支援として、令和2年度に新たに柔軟化した無利子奨学金事業で、令和2年6月及び7月、令和3年1月に募集を行ったものです。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大における「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用に伴うアルバイト収入の減少に対応するため、令和3年度に新規の募集を行い、当該支援を実施します。

手続詳細は、名古屋大学ホームページに掲載しましたので、参照してください。

(2) 厚生労働省における「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」
の継続等について

アルバイト収入の減少に対しては、学生アルバイトの休業についても支援対象となっています。

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、申請対象期間が令和3年6月まで延長となりました。なお、今回延長の対象となった5月・6月分については、1日あたりの支給上限額が原則 9,900 円（※一部地域を除く）となります。

特に、休業支援金・給付金は、労働者が申請して支給を受けることができる制度ですので、該当する方は是非、申請してください。

2. 主に世帯収入の減少等に対して活用可能な追加支援

(1) 機構の貸与型奨学金の期日前交付について <既に採用されている方向け>

既に機構の貸与型奨学金に採用されている方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料や施設利用料をはじめとした学生納付金の納付や、その他学生生活に必要な経費等のまとまった資金が必要な場合に、特定の月に複数月分を前倒して交付する支援を実施します。

具体的には、申請があった者に対し、7月の貸与奨学金振込日（令和3年7月9日）に、8月分及び9月分を前倒して振り込むこととします。対象者は無利子奨学金・有利子奨学金で既に奨学生として採用されている方です。

手続詳細は、名古屋大学ホームページに掲載しましたので、ご参照ください。

経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和3年5月～） ※学生向け

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度 （年収～380万円（4人世帯の場合））

返済不要！

- ・**授業料等減免** 年額最大535,800円
（住民税非課税世帯・国立大学生の場合。別途入学金も支援）
- ・**給付型奨学金** 年額最大800,400円
（住民税非課税世帯・国立大学の自宅外生の場合。）

※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※新型コロナウイルスの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

生活に困難な方のその他支援策

- 国の教育ローン（日本政策金融公庫）**学生1人に最大450万円融資**
- 緊急小口資金（特例貸付）**最大20万円の貸付債務免除の特例あり**
- 生活福祉貸付金（教育支援資金）**最大月6.5万円無利子で貸付**
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ
- 地方創生臨時交付金 など

アルバイト収入の減少にお悩みの学生等へ

日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金

家庭から多額の仕送りを受けておらず、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対し、**令和3年度に限り、月額2万～最大12万円（大学院生は15万円）を貸与。** ※随時申込み可！

新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金（学生等が申請）

事業主から休業（時短勤務、シフト削減含む）させられたが休業手当の支払いを受けることができなかった労働者（学生アルバイト含む）が申請可能。**休業前賃金の8割（一部6割、一日上限11,000円）を給付。**

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置）（事業主が申請）

事業活動の縮小している事業主が、労働者（学生アルバイト含む）を休業させ、休業手当を支払った場合に、その雇用維持の取組を助成金により支援。

大学等独自の授業料等減免など （「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯）

- ・経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予や大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

日本学生支援機構の貸与型奨学金

無利子:年収～約740万円／有利子:年収～約1千万円（4人世帯・国立大・自宅通学）

- 無利子** 月額最大4.5万円（年額54万円）の貸与（国立大自宅生の場合）
- 有利子** 月額最大12万円（年額144万円）の貸与（国立大自宅生の場合）

※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※新型コロナウイルスの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

- ・無利子・有利子ともに、既に採用されている方で一時的にまとまった費用が必要な場合は、7月に7～9月分の振込を受けることもできます！
- ・有利子については、新型コロナウイルスの影響で就職が決まらず、やむなく在学期間を延長する学生等や、ボランティア等により休学する学生等への貸与なども実施！
- ・返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり月々の返還額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策があります！

具体的な要件や申請
手続きの詳細はこちら



「高等教育の修学支援」公式キャラクター【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】



修学支援
新制度

「緊急特別無利子貸与型奨学金」等の実施（令和3年度）

事業の概要

○「緊急特別無利子貸与型奨学金」

家庭から自立した学生等において、アルバイトの減・解雇等突然の収入減による経済的危機を乗り越えるための一定期間（R4.3末まで）、緊急的な特別支援として、(独)日本学生支援機構において新たに柔軟化した無利子奨学金事業を実施

緊急的な特別支援として随時募集

▶ 既存の奨学金の緊急採用のスキームを活用し、**スピード重視の制度設計**

★ 申込（推薦）後、**最短で翌月に口座に振込開始！**

▶ 経済的危機を乗り越えるために**貸与月額の上限を拡充**

※ 既存の無利子奨学金との支援策との連携も可能

★ 従来の最大6.4万円から**最大12万円まで増額！**

※ 1万円単位で選択可能。また、既存の無利子奨学金と併せて貸与を受ければ、**最大で約18万円を無利子で利用可能**

▶ 幅広く、多くの世帯が対象となるよう**目安年収を拡充**

★ 従来の目安年収の約850万円を、**約1,200万円まで拡充！**

※ 上記の目安年収は4人世帯・私大・自宅外通学の場合

○「奨学金の振込の柔軟化」（R3.9までの緊急措置）

-奨学金の期日前交付【7月～9月分を7月にまとめて振込】

※ 早期にまとまったお金が必要となった学生等への支援として、奨学生からの願出により、7月振込時に8月分・9月分を期日前に振込み

手続詳細については、名古屋大学ホームページをご確認ください。

名古屋大学トップページ > 教育/キャンパスライフ > 各種免除制度・奨学支援

> 日本学生支援機構(JASSO)奨学金 > 新着情報

休業支援金等

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※2)	—	8割 11,000円
大企業 (※1)	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※2)	—	8割 11,000円

(※1)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※2)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ。(※3)
なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(※3)～4月末:緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という)、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域という」)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)

5月・6月:緊急事態措置区域、重点措置区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」申請の詳細については、厚生労働省のホームページやコールセンターでご確認願います。

○厚生労働省のホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話番号:0120-221-276

受付時間:月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

紹介動画

<https://www.youtube.com/watch?v=0dURNS2QO4w>